

事務連絡
平成 28 年 4 月 4 日

各 { 都道府県衛生主管部 (局)
保健所設置市
特別区 } 殿
{ 地方厚生 (支) 局 }

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等の安全性の確保等に関する法律等に関する Q&A (その 3) について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律等については、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて (平成 26 年 10 月 31 日付け医政研発 1031 第 1 号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知) により、その取扱い等について示したところであるが、今般、これらに関する Q&A (その 3) について、別紙のとおり定めたので、貴管下関係者に対し周知徹底方御配慮願いたい。

